米子市保育所給食調理等業務委託事業

募　　集　　要　　項

平成１９年８月

米　　子　　市

目　　次

第１　募集要項等の定義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
第２　事業の概要
　１　事業の名称　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　２　対象施設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　３　委託業務内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　４　委託期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　５　受託者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　６　調理食数　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　７　業務日及び休日　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　８　業務引継ぎ期間等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
第３　応募事業者の条件等
　１　応募資格　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　２　応募に関する留意事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
第４　応募者募集等のスケジュール　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
　１　募集要項等の公表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
　２　募集要項等に関する説明会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
　３　現地視察　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
　４　募集要項等に関する質問受付・回答　・・・・・・・・・・・・・・・　6
　５　参加表明書（兼応募資格審査申請書）の提出　・・・・・・・・・・　6
　６　募集要項等に対する質問に対する回答書の公開　・・・・・・・・・　7
　７　提案書の提出(第１次審査)　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
　８　プレゼンテーション及びヒヤリング審査（第２次審査）　・・　8
　９　審査結果の通知　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
第５　提案書等の審査方法
　１　選定委員会の設置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
　２　審査方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
　３　事務局　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
第６　提案書等に関する条件
　１　委託料等に関する条件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
　２　リスク管理方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
　３　遵守法令　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
第７　委託事業実施に関する事項
　１　業務委託の継続が困難となった場合の措置　・・・・・・・・・・　11
　２　保育事業が民営化された場合の措置　・・・・・・・・・・・・・・　12
　３　市による本委託事業の実施状況の評価　・・・・・・・・・・・・・　12
　４　評価委員会の設置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12

第１　募集要項等の定義

米子市（以下「市」という。）では、平成２０年度から市が設置運営する保育所等（知的障害児通園施設「あかしや」を含む１８施設）のうち、１５施設の調理等業務を民間事業者に委託することとしました。

また、調理業務を実施する民間事業者の決定に当たっては、経営能力や技術能力等を活用することにより、調理業務の安全性及び効率性を確保するため、公募型プロポーザル方式を採用することとしました。

この募集要項は、調理等業務委託事業に係る募集に関して必要な事項を定めたものです。

なお、本募集要項に併せて配布する次の資料も本募集要項と一体の資料とし、これら全資料を含めて「募集要項等」と定義します。

仕様書：市が事業者に要求する具体的な業務仕様を示すもの 添付資料：本業務に関する添付資料 様式集：提案書等の作成に使用する様式を示すもの

第２　事業の概要

１　事業の名称　　米子市保育所給食調理等業務委託事業

２　対象施設

グループ	名　　称	定　員	所　　在　　地
1	米子市東保育園	１２０	米子市博労町三丁目４１番地
	米子市西保育園	１２０	米子市錦町三丁目９２番地７
	米子市南保育園	８０	米子市陽田町４５番地
	米子市すみれ保育園	４５	米子市愛宕町１５番地１
	米子市さくら保育園	１２０	米子市兼久６０６番地３
2	米子市彦名保育園	９０	米子市彦名町４５００番地３６
	米子市崎津保育園	９０	米子市大崎１４４４番地
	米子市小鳩保育園	９０	米子市大篠津町７５８番地１
	米子市冨益保育園	９０	米子市富益町６２８番地
	米子市夜見保育園	９０	米子市夜見町１６７９番地８
3	米子市春日保育園	４５	米子市上新印２３８番地
	米子市こたか保育園	６０	米子市尾高５６６番地
	米子市あがた保育園	９０	米子市福万３６３番地４
	米子市淀江保育園	９０	米子市淀江町淀江４８０番地３
	米子市宇田川保育園	４５	米子市淀江町中西尾２２４番地２

３　委託業務内容

業　務　内　容	作　業　内　容
食材納入	ア　受取 イ　検収 ウ　伝票整理 エ　在庫管理
調理	ア　仕込み イ　調理 ウ　炊飯
盛り付け・後片付け	ア　盛り付け イ　食器・食器取扱い器具の洗浄及び消毒 ウ　残飯及び残菜の処理
施設管理	ア　調理室等の衛生管理 イ　機械、器具類の管理（消毒、乾燥管理） ウ　食品の衛生管理 エ　防火管理
その他	上記の業務に附帯する業務

４　委託期間

平成２０年４月１日から平成２５年３月３１日まで（５年間）

５　受託者

対象施設（グループ）ごととし、公募型企画提案方式（プロポーザル方式）により、原則として個別の事業者とします。

６　調理食数

各施設の調理食数の見込みは、別紙「保育所給食調理食数調べ」を参照してください。

７　業務日及び休日

（１）業務日　　月曜日から土曜日

（２）休日　　日曜日・国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日・年末年始（１２月２９日から翌年の１月３日）

８　業務引継ぎ期間等

委託契約締結後から委託業務開始までの間を業務引継ぎ期間（平成２０年１月から３月末日までを予定）とします。

各施設の調理責任者（配置予定者）は、この期間中に現地での引継ぎを行ってください。

第３　応募事業者の条件等

１　応募資格

（１）応募事業者が備えるべき要件

応募事業者の応募資格要件は、次のとおりとします。

ア　応募事業者資格要件

応募事業者は、次の要件を満たしていることが必要です。

（ア）法人格を有し、本委託事業を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。

（イ）運営実績又は受託実績が、次のいずれかに該当するものであること。

a これまでに児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）の規定に基づく保育所の運営（受託を含む。）又は給食調理業務の受託実績を３年以上有していること。

b これまでに小学校又は中学校を対象とした学校給食の受託実績を３年以上有していること。

c 厚生労働省作成の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、１回３００食以上又は１日７５０食以上を提供する調理業務の実績を５年以上有していること。

（ウ）本委託事業の開始までに、米子市内に、本社、支社、営業所、事業所のいずれかを有する見込みがあること。

イ　応募事業者の制限

次のいずれかに該当する者は、応募することができません。

（ア）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者

（イ）米子市の競争入札における指名停止措置を受けている者

（ウ）破産法（平成１６年法律第７５号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた場合は、この限りでない。

（エ）国税及び地方税を滞納している者

（オ）過去３年以内に、保育所給食業務又は学校給食業務において食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）の営停止処分を受けた者

（カ）食品衛生法の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して２年を経過していない者

（２）応募資格の基準日

応募資格の基準日は、応募資格審査申請書の提出日とします。ただし、応募資格確認後から審査結果の決定日までに応募者の備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には、失格とします。

２　応募に関する留意事項

（１）募集要項等の承諾

応募事業者は、応募資格審査申請書の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなします。

（２）応募費用の負担

応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とします。

（３）使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものとし、通貨単位は円とすることとします。

（４）著作権

応募事業者から募集要項に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属します。ただし、採用した提案書等の著作権は、市に帰属します。

（５）提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとし、返却をしません。

（６）資料の取扱い

市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の範囲内であっても、市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。

（７）応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募は、無効とします。

ア　応募資格審査申請書の提出時から受託事業者決定までの期間に、応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合

イ　一の応募事業者が複数の提案を行った場合

ウ　同一事項に対し、２通り以上の書類が提出された場合

エ　審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ　著しく信義に反する行為があった場合

（８）本委託事業における契約予定金額の公表

米子市保育所給食調理等業務委託に係る総額（消費税及び地方消費税を含まない額）は下記のとおり（５年度分合計）とし、見積額は、この額以内で記入すること。なお、これに相当する予算額を平成２０年度から平成２４年度までの５年間の債務負担行為として計上（平成１９年米子市議会９月定例会）する予定です。

区　　分	金　　額
１グループ	２６９，５８５，０００円
２グループ	２３０，７７０，０００円
３グループ	２１７，８２０，０００円

（９）その他

ア　市が提示する資料及び回答書は、本募集要項等と一体のものとして、同等の効力を有するものとします。

イ　本募集要項に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知します。

ウ　一事業者が、複数の対象施設（グループ）について受託希望順位を付けて応募することもできます。

第４　事業者募集等のスケジュール

受託事業者は、公募型企画提案方式（プロポーザル方式）で選定します。

実施スケジュールは、次のとおりとします。ただし、受付等は、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日には行いません。

募集要項等及び選定方針の公表	平成１９年８月１７日
募集要項等に関する説明会	平成１９年８月２４日
現地視察（希望事業者のみ）	平成１９年８月３０日から９月５日まで
募集要項等に関する質問の受付	平成１９年８月２７日から９月７日まで
募集要項等に関する質問に対する回答	平成１９年９月１３日
参加表明書（兼応募資格審査申請書）の受付	平成１９年９月１３日から同月１９日まで
参加表明書（兼応募資格審査申請書）の結果の通知	平成１９年９月２１日
提案書類等の受付	平成１９年９月２７日から１０月３日
資格審査及び第１次審査に関する結果の通知	平成１９年１０月１７日
第２次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）	平成１９年１０月下旬
第２次審査の関する結果の通知	平成１９年１１月上旬
委託事業者の決定	平成１９年１１月上旬
委託開始準備	契約締結後から平成２０年３月３１日まで

１　募集要項等の公表

（１）公表方法

本業務委託に関する募集要項等の資料は、米子市のホームページにおいて公表します。

（２）公表資料

ア　調理業務等委託事業募集要項……本書

イ　仕様書

ウ　添付資料

エ　様式集

※　上記書類が必要な場合は、各自、米子市ホームページよりダウンロードしてください。

（ホームページアドレス　http://www.yonago-city.jp/）

なお、仕様書の中の添付資料については、説明会当日配布します。説明会に参加されない事業者へは郵送いたしますので、申し出てください。

２　募集要項等に関する説明会

本募集要項等に関する説明会を、次のとおり開催します。

（１）日　時

平成１９年８月２４日（金）午前１０時から（受付開始午前９時３０分から）

（２）場　所

米子市中町２０番地

米子市役所旧庁舎　６０５会議室（３階）

（３）留意事項

ア　説明会参加希望者は、平成１９年８月２２日（水）までに、法人名、参加者氏名及び参加人数を米子市福祉保健部児童家庭課へＦＡＸ又はＥメールにより連絡してください。

ＦＡＸ：０８５９-２３-５１３７

Ｅメールアドレス：jidokatei@yonago-city.jp

イ　説明会では、原則として募集要項等を配布しませんので、各自持参してください。

ウ　参加人数は、１業者につき３人までとします。

３　現地視察

（１）実施期間等

期　間　　平成１９年８月３０日（木）から９月５日（水）まで

時　間　　午前１１時から午後３時までの間で、保育業務に支障のない範囲とします。

（２）留意事項

ア　現地視察希望事業者は、平成１９年８月２８日（火）までに法人名、参加者氏名及び参加人数を米子市福祉保健部児童家庭課へＦＡＸ又はＥメールにより連絡してください。

ＦＡＸ：０８５９-２３-５１３７

Ｅメールアドレス：jidokatei@yonago-city.jp

イ　調理室等に入場する方は、最近１か月以内の検便検査結果（検査項目：赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌Ｏ－１５７）、汚染作業区域用及び非汚染作業区域用の２種類の清潔な衣服（白衣、帽子、マスク等）並びに調理用靴等を用意してください。なお、調理室への入室は、２人以内とします。

ウ　視察時は、市の指示に従ってください。

４　募集要項等に関する質問の受付・回答

本募集要項の内容に関する質問は、次のとおり受け付け、市ホームページにおいて回答します。

（１）質問の提出方法

質問書（様式第１号）に内容を簡潔にまとめて記載し、Ｅメールにより提出してください。

（２）受付期間

平成１９年８月２７日（月）から９月７日（金）まで

（３）回答期日

平成１９年９月１３日（木）

（４）Ｅメールアドレス

jidokatei@yonago-city.jp

５　参加表明書（兼応募資格審査申請書）の提出

応募事業者は、次の要件により提出してください。

（１）提出日時

平成１９年９月１３日（木）から同月１９日（水）午後４時まで

（２）提出書類

ア　参加表明書（兼応募資格申請書）（様式第２号）

イ　様式第２号に記載する添付書類

（３）提出先

米子市加茂町一丁目１番地

米子市福祉保健部児童家庭課

（４）提出方法

参加表明書を直接持参とし、それ以外の方法による提出は、認めません。

会社概要については、次のとおり提出してください。

ア　会社の沿革、組織、経営状況調査表及び直近３期分の財務諸表（損益計算書及び貸借対照表の写し）をＡ４判フラットファイルに編冊の上、提出してください。ただし、会社の沿革及び組織については、ＰＲ用パンフレットでも可とします。

イ　ファイルの表紙及び背表紙に、「会社概要」及び「商号又は名称等」を記載してください。

なお、一事業者が複数の参加表明をする場合は、参加表明書兼資格審査申請書及び会社概要については、重複して提出する必要はありません。ただし、参加表明書兼資格審査申請書に希望順位を記入してください。

６　募集要項等に関する質問に対する回答書の公開

本募集要項等に関する質問に対する回答書は、市ホームページにて公開します。なお、電話及び口頭等の個別の対応はしません。また、無用な混乱を招くことが危惧されるときは、質問に回答しないことがあります。

７　提案書の提出（第１次審査）

応募事業者は、応募するグループごとに「提案書」を次により提出してください。

（１）受付（提出）期間

平成１９年９月２７日（木）から１０月３日（水）午後４時まで

（２）提出書類

ア　提案書（様式第３号～様式第９号）　正１部・副１０部

イ　見積書（様式第１１号）

（３）提出先

米子市加茂町一丁目１番地

米子市福祉保健部児童家庭課

（４）提出方法

ア　提案書等を直接持参とし、それ以外の方法による提出は、認めません。

イ　提案書の書式

(ア)　Ａ４判用紙、横書き、左綴じとし、ページ番号を付けてください。

(イ)　提案書（様式第４号～様式第９号）について記載してください。

(ウ)「平成２０年度米子市保育所調理等業務委託事業に関する提案書及び事業社名・代表者名」を記載した表紙を付けてください。

ウ　無効（失格）となる提案書

(ア)　提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
(イ)　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
(ウ)　虚偽の内容が記載されているもの

エ　見積書

(ア)　見積額は、年度ごとに記載してください。
(イ)　仕様書に基づき作成してください。
(ウ)　見積総括表（様式第１１号）に、各年度ごとの詳細な積算内訳書（項目：社員職種ごとの人件費明細、保健衛生費、現場経費、管理費等）を添付してください。
(エ)　見積書に押印する印鑑は、会社印及び代表者実印（法務局等が証明する印鑑）とします。
(オ)　見積内容は提案書等と同一のものとし、相違するものは認めません。
(カ)　見積総括表（様式第１１号）に記載する委託料の額は、取引に係る消費税及び地方消費税を含まない金額とします。
(キ)　見積額が４ページの（８）「本委託事業における契約予定金額」を超える場合又は異常に少額であるなど、本委託事業の適正な履行に支障があると判断したときは、失格とする場合があります。

８　プレゼンテーション及びヒアリング審査（第２次審査）

第１次審査で選考された応募事業者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施します。

（１）実施日時
平成１９年１０月下旬の予定　　別途通知します。

（２）審査場所
別途通知します。

（３）実施時間
３０分程度（プレゼンテーション１５分、ヒアリング質疑応答１５分程度）
※準備・撤収は、審査前後約１０分間の休憩時間に行うこと。

（４）出席者
５人までとします。

（５）準備物
プロジェクター、パソコン等を使用する場合は、各自準備してください。
（スクリーンは、市で準備します。）

（６）プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番
第１次審査における書類の受付順とします。なお、辞退が出た場合は、順次繰り上げる等の方法により対応します。

９　審査結果の通知

審査結果については、文書にて通知します。

第５　提案書等の審査方法

１　選定委員会の設置

米子市保育所給食調理業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が

最優秀提案の選定審査を実施します。

2　審査の方法

（１）公募型企画提案方式（プロポーザル方式）により選定します。

（２）委託事業者は、前項に定める選定委員会の審査に基づき、決定します。

（３）応募事業者資格の確認審査

市は、応募資格の確認審査（以下「応募資格審査」という。）を応募資格審査申請書類により、この募集要項に記載している応募事業者の備えるべき要件を満たしていることを確認します。なお、資格不備の場合には、失格とします。

（４）第１次審査

上記応募事業者資格の確認審査を経て、第１次審査は書類審査とし、提案書、見積書及び会社概要について、受託者選定基準に基づき採点し、得点の高い上位５事業者を選定します。ただし、応募事業者が５事業者に満たない場合又は同得点の事業者が５事業者を超えて存在する場合は、この限りではありません。

（５）第２次審査

第１次審査で選定された事業者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、受託者選定基準に基づき採点します。

選定委員会は、応募事業者の提案書、プレゼンテーション及びヒアリング内容等を対象に審査し、最優秀提案を選定します。

ア　提案内容の基礎審査

選定委員会は、提案書類等に記載された内容が、次の(ア)から(ウ)までの項目を満たしていることを確認します。

(ア)　提案書全体について、同一事項に対する２通り以上の提案又は提案事項間の齟齬や矛盾がないこと。

(イ)　提案書全体について、様式集に従った構成（項目の構成、枚数制限等）となっていること。

(ウ)　当該提案に関連する各様式（別添「様式集」参照）に示す項目に対する提案の内容が仕様書を満たしていること。

上記項目を１項目でも満たさないことが確認された場合には、失格とします。

イ　提案の選定方法

(ア)　選定委員会は、グループごとに、提案書に記載された内容を評価して得点を付し、得点の合計が最も高い提案を最優秀として選定します。

(イ)　複数のグループにおける優先交渉権者が同一事業者となった場合は、当該事業者が参加表明書兼参加資格審査申請書（様式第２号）において最も高い希望順位を付したグループについて当該事業者を優先交渉権者とし、当該複数のグループから当該事業者が優先交渉権者となったグループを除いたグループについては、当該優先交渉権者となった事業者を除いた事業者のうちから得点が最も高い事業者を優先交渉権者とし、以後同様の方法により、すべてのグループの優先交渉権者を決定します。ただし、応募事業者の数がグループの数に満たない場合又は選定委員会において同一の事業者が複数のグループを受託することが適当であると

判断した場合は、この限りではありません。

（６）優先交渉権の決定

市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定します。

（７）選定結果は、応募事業者すべてに通知します。

（８）優先交渉権者が契約を締結しない場合は、得点の高い応募事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した応募事業者と契約を締結します。

（９）審査の結果、適切な候補事業者がないときは、「適切な候補事業者なし」とし、再募集する場合があります。

３　事務局

この募集に関する事務局は、次のとおりです。

米子市福祉保健部児童家庭課
〒683-8686　米子市加茂町一丁目１番地
電話：0859-23-5177　　ＦＡＸ：0859-23-5137
Ｅメールアドレス：jidokatei@yonago-city.jp

第６　提案書等に関する条件

１　委託料等に関する条件

（１）履行の確認等

受託事業者は、毎月分の業務完了報告書を当該月業務終了後直ちに市に提出してください。ただし、３月分については、同月末日までに提出してください。

市は、業務完了報告書を受領したときは、業務が本業務委託契約等に適切に履行されていることを確認します。

（２）委託料の支払

委託料は、平成２０年４月分から初回として、月ごとに支払います。受託事業者は、当該月分の委託料を市に請求することができます。市は、所定の当該支払請求書を受理した日から３０日以内に委託料を支払います。

なお、市が受託事業者に支払う各月の委託料の額は、毎年度の委託料の額を１２か月で均等に分割した額とします。この場合において、１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を各年度の５月分から同年度の３月分までの各月分の委託料の額とし、その１か月分の委託料の額に切り捨てた端数の合計額を加えた額を同年度の４月分の委託料の額とします。

（３）調理数の変動に伴う委託料の変更

実施条件（調理予定日数×日最大調理数。詳細は仕様書に記載）と実際の年間調理数が著しく異なった場合には、市と受託事業者と協議の上、委託料の額を変更することがあります。

２　リスク管理方針

業務委託契約締結後の市と受託事業者の主なリスク分担方針は、次のとおりとします。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その方針を示したものです。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	事業者
事業の中止・延期に関するリスク	市の指示によるもの	○	
	事業者の事業放棄・破綻		○
不可抗力リスク	天災・暴動等による履行不能	○	
許認可リスク	事業の実施に必要な許認可取得の遅延等		○
計画変動リスク	事業内容の変更		○
運営費上昇リスク	計画変更以外の要因による運営費用の増大		○
施設損傷リスク	事業者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
性能リスク	要求仕様不適合		○
調理事故・異物混等に関するリスク	事業者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	

３　遵守法令

（１）法　令…　児童福祉法、食品衛生法、労働基準法等の労働関係法令及びその他関連法規等

（２）要綱等…　保育所保育指針（厚生労働省）、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）及びその他関連要綱等

第７　委託事業実施に関する事項

１　業務委託の継続が困難となった場合の措置

（１）受託事業者の債務不履行の場合

ア　受託事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合には、市は、受託事業者に対して修復勧告し、一定期間内に修復策の提出及びその実施を求めることができます。受託事業者が当該期間内に修復をすることができなかったときは、市は、契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することができます。

イ　市は、受託事業者が本委託事業を完全に履行する見込みがないと認めるとき、又はこの契約に違反して契約の目的を達することができないと認めるときは、履行保証人に対し、本委託事業の実施を求めることができます。

ウ　履行保証人は、前項の規定による本委託事業の実施の請求があったときは、受託事業者に代わって本委託事業を実施しなければならないこととします。

（２）市の債務不履行

ア　市の責めに帰すべき事由により本委託事業の継続が困難となったときは、受託事業者は、契約を解除できることとします。

イ　アの場合において、受託事業者が契約を解除した場合、受託事業者は、市に対し、これにより生じた損害賠償を請求できることとします。

（３）当事者の責めに帰すことのできない事由により継続が困難となった場合

不可抗力又は受託事業者の責めに帰すことのできない事由により本委託事業の継続が困難となった場合、市及び受託事業者双方により本委託事業の継続の可否について協議します。一定期間内に協議が調わないときは、相手方に対する事前の通知により、市又は受託事業者は、契約を解除できます。

２　保育事業が民営化された場合の措置

対象施設における保育事業が民営化された場合には、本委託事業の全部又は一部を解除します。

３　市による本委託事業の実施状況の評価

市は、受託事業者が提供するサービス内容について、定期又は随時に評価を行います。

その結果、業務委託契約書及び仕様書で定められた内容を充足していないことが判明した場合は、委託料の減額等を行うことがあります。

４　評価委員会の設置

調理業務等の円滑化を推進するため、（仮称）米子市保育所給食調理業務等評価委員会を設置します。